
国庫制度における日本銀行の機能と役割

(目 次)

はじめに

1. 国庫制度と日本銀行

(1) 国庫制度の概要

(2) 国庫制度における日本銀行の役割

2. 日本銀行の国庫金取扱組織——代理店制度

3. 国庫金の受払方法

(1) 受入れ

(2) 支払い

(3) 国庫事務機械化の現状

4. 国庫金の計理

(1) 資金計理

(2) 国庫計理

5. 政府資金繰り

6. 財政収支と金融市場

終わりに

はじめに

日本銀行の使命は、通貨価値の安定と信用制度の保持・育成を図り、日本経済の安定的な発展に寄与することにあるが、これらは日本銀行が行う日々の業務運営を通じて具現されている。日本銀行の業務は、銀行券の発行や金融機関を対象とした預金・貸出業務、国庫金の取扱い、国債の発行・償還事務等広範囲にわたっているが、本稿は、このうち、国庫金の取扱いに関する業務について、その概要、機能を紹介するものである。

国は、国民から租税や社会保険料等を受入れる一方、これをもとに公共事業や社会保障制度の整備等を行い、また各種の事業を運営しているが、国庫金とは、簡単に言えばこうした国の活動の過程で受払いされ、あるいは国によって保有される資金のことである。

日本銀行は、こうした国庫金の出納事務を

行うとともに、これを政府の預金として計算整理しており、ここに日本銀行がその機能面からしばしば「政府の銀行」であるといわれる一つの理由がある。また、日本銀行は、これら国庫金の受払いに関する官庁別・会計別計理といった業務も行っているほか、国が政府預金の資金繰りを行う際にも深くかかわっている。

以下、本稿では、わが国の国庫制度と日本銀行のかかわりについて、国庫金および国庫制度の概念、国庫金の受払いの具体的方法、計理の仕組み、さらには政府の資金繰り、財政資金と金融市場との関係といったさまざま角度から解説していくこととする。

なお、本稿では、わが国の国庫制度の特徴を明らかにする目的から米国の国庫制度を参考として取上げ、その概要および連邦準備銀行の果たす役割等について、わが国の制度との比較・対照を行うかたちで簡単に紹介することとした。

1. 国庫制度と日本銀行

(1) 国庫制度の概要

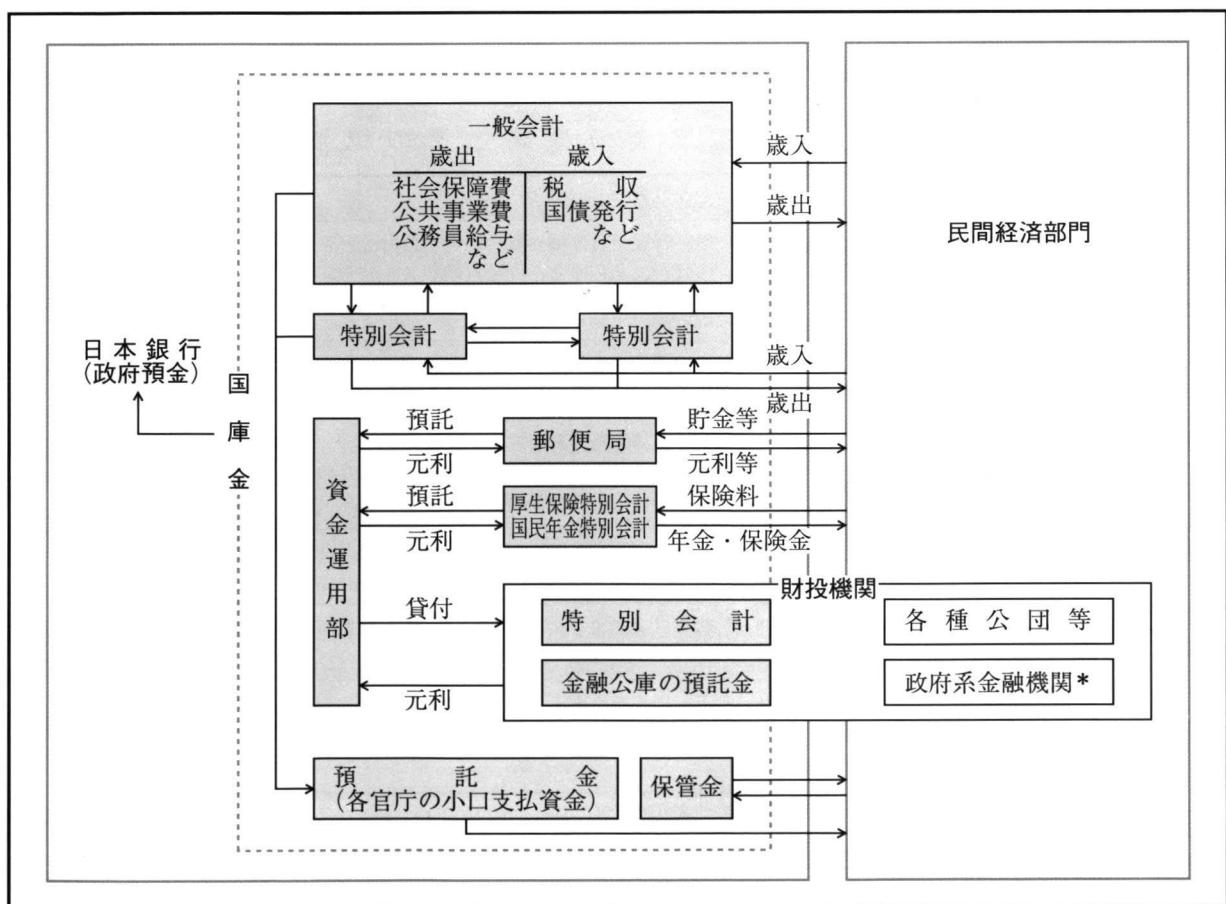
国は（注1）、国民に対して、社会保障や社会福祉の拡充、生活環境の保全・整備、社会資本の充実のほか、国防、外交、司法、警察、教育等の各般にわたり、各種の行政サービスを提供しており、また、厚生年金保険事業、国民年金事業、郵便貯金事業、簡易生命保険事業等を運営するなど、さまざまな経済活動を行うことにより広く国民経済とかかわっている。

こうした国の経済活動に伴う資金の動きをみると、国は、一般会計において国民から各種租

税等を徴収したり、国債を発行することにより資金を調達して、公共事業費や社会保障費等の支払いに充てているほか、厚生年金保険事業、国民年金事業において、国民から保険料を受入れる一方で年金給付等のかたちで国民に支払いを行っている。また、郵便局では、郵便貯金の受払いのほか、郵政事業に伴うさまざまな資金の受払いを行っている。さらに、国は、財政投融资活動として、資金運用部において郵便貯金や厚生年金保険等の受入資金を預託金として受入れる一方で、これを原資に各種公団や政府系金融機関等に対し貸付を実行している（図表1）。

（図表1）

国 の 財 政 活 動



（注）*日本開発銀行、日本輸出入銀行および国庫預託を行わない一部の金融公庫。

（注1）この場合の「国」の範囲は、中央政府の一般会計のほか、各特別会計、郵便局、資金運用部資金等に及び、地方公共団体や公団等は含まれない。なお、地方公共団体の財政上の資金は、日本銀行ではなく、通常、民間金融機関の中から選定された「指定金融機関」により取扱われている。

このような国の経済活動において、国によりさまざまなかたちで受払いされ、あるいは保有される国庫金の出納ならびに計理に関する仕組みを決めた制度が「国庫制度」である。より厳密に言うと「国庫」とは、国の経済活動を会計面からとらえ、国を一経済主体すなわち財産権の主体としてみた場合の呼称であり、「国庫金」とはその国庫に属する資金のことである。

なお、この「国庫金」は、具体的には、各会計の歳入金、歳出金のほか、国税収納金整理資金、預託金、保管金、資金運用部預託金、公庫預託金、その他の国庫金に分類される（図表2）。

（2）国庫制度における日本銀行の役割

わが国の国庫制度の管理責任者は大蔵大臣であるが、実際の国庫金の出納、計理については、国の会計の厳格性を期し、かつ国の財政運営の円滑性を確保する観点から、法令上日本銀行が固有業務として一元的に取扱うこととなっている。

このため、わが国においては、あらゆる種類の国庫金は日本銀行本支店、代理店の店舗網を通じて受払いされ、これらはすべて日本銀行本店に設置された政府預金^(注2)の増減として決済される仕組みとなっている。

また、日本銀行は、こうした国庫金の受払事務に加え、国の会計上必要な計算整理を

（図表2）

主な国庫金の種類とその概要

種類	概要
歳入金	租税、社会保険料、公債発行収入金等が財政活動上の財源として受入れる最も基本的な収入（一般会計のほか、あらゆる特別会計の収入を含む）。
歳出金	国が一般会計、特別会計の歳出予算に基づいて行う一切の支出。
国税収納金整理資金	租税の受入れと過誤納税の還付等を一時的に整理する勘定。受入れられた租税はいったんこの勘定にプールされ、還付金を支払った後に歳入金に組入れられる。
預託金	一般官庁やその出先機関等が給与や諸経費等小口の支払いを行うため、支出官から歳出済資金として前もって渡された資金を日本銀行に預けるものと、郵便局が業務上の手元現金を日本銀行に預けるものの2種類が存在。
保管金	国が一般私人等から債権の担保として徴求した現金（入札保証金、保釈金など）、または一般私人等が法令に基づき國に提出した現金（選挙の供託金など）。
資金運用部預託金	郵便貯金や各特別会計の積立金および余裕金などで、法令の規定により資金運用部に預託された資金。
公庫預託金	農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫など法令で国庫預託を義務づけられた金融公庫等が、業務上の現金を日本銀行に預けたもの（現在は9金融公庫のうち7公庫が国庫預託を行っている）。
その他の国庫金	各会計における余裕金の運用等予算に基づかず受払いされる歳入歳出外現金、政府短期証券発行に係る収入金、国債の元利払資金等日本銀行へ交付される資金など。

（注2）政府預金は、日本銀行本店に唯一設置され、統一的、効率的に管理されることになっている。この政府預金は、当座預金をはじめ4種類に区分されているが、通常、政府預金といえば、国の支払準備に相当する最も基本的な勘定である当座預金を指す。

併せて行っており、この計算整理は、別途各官庁が行う会計経理と照合することとなっている。

これは、わが国の会計制度が国庫金の取扱組織を、予算を執行する「命令機関」と、その命令に基づいて実際に国庫金の受払いを行う「実行機関」とに二分し（注3）、両者を相互に対比させることにより、国の会計の正確さ、厳格さを制度的に確保する仕組みとなっていることによるものである。「国庫制度」は上記のうち後者の「実行機関」に係る制度であり、日本銀行はその国庫事務においてこの「実行

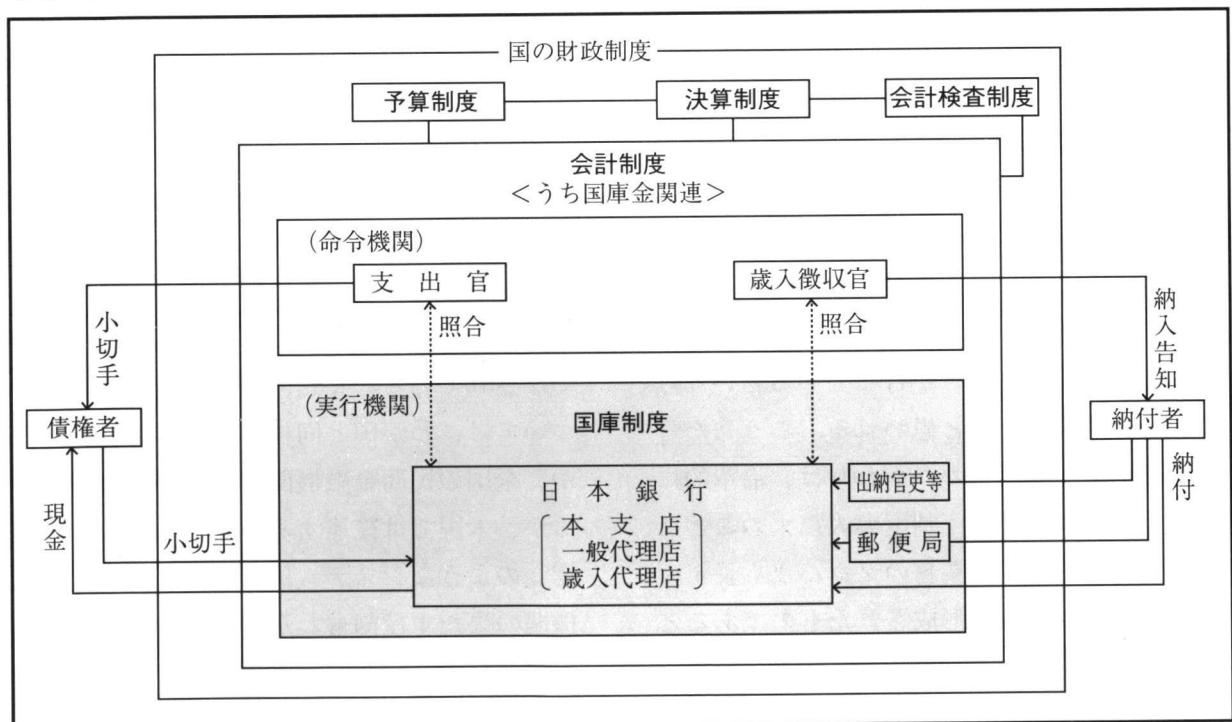
機関」の役割を担っている（図表3）。

なお、特定の国庫金については郵便局や出納官吏（各官庁において当該官庁の現金の出納・保管を行うことを命じられた職員）等も取扱うことができ、これらも実行機関に属するが、郵便局、出納官吏等が直接取扱った国庫金も最終的には日本銀行に置かれている政府預金の受払いとして計上されることとなっており、その意味で日本銀行は国庫金の「原則的出納機関」とも呼ばれている。

このように国庫金取扱機関を「命令機関」と

(図表3)

国庫制度の位置づけ



(注3) この場合の「命令」と「実行」との関係は、歳入についてみれば、歳入を調査・決定し債務者に納入を告知する「徴収行為」と、実際に債務者から現金を領収する「収納行為」との関係であり、歳出についてみれば、必要な経費を国庫から支出するために債権者に対して政府小切手を振出す「支出行為」と、政府小切手に基づいて実際に債権者に対して現金を支払う「支払行為」との関係である。「命令機関」は、それぞれの国庫金を所管する官庁であり、歳入の場合は「歳入徴収官」、歳出の場合には「支出官」（いずれも各省庁の長か、またはその委任を受けた者がそれぞれ任命される）がこれに相当する。

「実行機関」に二分するのは、後述するように、米国にはみられないシステムである。このシステムの中で、日本銀行は、「実行機関」として上記のような各種業務を行い、また、これらに関して、国庫全般の主管官庁である大蔵省に対して各種の報告を行うなど、国の会計制度上重要な機能を果たしている。

こうした日本銀行と国庫制度とのかかわりについては、国の会計制度の中に基本的な位置づけがなされている。すなわち、「会計法」第34条は「日本銀行は、政令の定めるところにより、国庫金出納の事務を取り扱わなければならぬ」と定め、日本銀行の国庫金取扱いの根拠を明らかにしているほか、「日本銀行法」第26条でも「日本銀行ハ法令ノ定ムル所ニ依リ国庫金ノ取扱ヲ為スベシ」と規定し、国庫金の取扱い全般にわたる一連の業務を日本銀行が固有の業務として行うことを明確にしている。

このように日本銀行が国庫制度に深くかかわっていることは、国庫金の取扱いという公共性の高い業務を、中立な立場で厳正な事務を遂行し得る中央銀行が行っているという点で大きな意義があると思われる。こうした日本銀行と国庫制度とのかかわりは、沿革的には明治時代の委託金庫制度導入以来のことであり、現在の制度や業務のノウハウも長年の歴史と経験によって形成されたものであるといえる（注4）。

なお、日本銀行は、上記のような国庫金取扱業務を通じて、国民および各官庁に政府預金を通じた「国庫金の決済システム」を提供しているわけであるが、この点は、日本銀行が取引先民間金融機関から当座預金を預かり、これを通じて民間金融機関に（さらにその背後にある企業や家計部門に）「資金決済のインフラストラクチャー」を提供しているのと同様であり、いずれの場合も日本銀行が民間金融機関と協力しつつ、わが国の資金決済システムを支えている点で共通している。

これに対し、米国の制度をみると、米国では国庫金取扱機関を「命令機関」と「実行機関」とに二分するという仕組みはとられていない。米国においても、中央銀行である連邦準備銀行（ニューヨーク連邦準備銀行＜以下、ニューヨーク連銀＞をはじめとする12の各地区連銀）は政府預金（Treasury's Federal Reserve Account）を受入れているが、わが国のような国庫金の官庁別・会計別計理などの総括的な計理は行っておらず、これらは官庁においてなされている。また、国庫金の出納事務については、わが国と同様に連邦準備銀行のほか、全国の民間金融機関が取扱いを行っているが、米国では後述するわが国の「代理店制度」のようなシステムは存在せず、民間金融機関の果たす役割もわが国の場合と異なったものとなっている。

(注4) わが国の国庫制度は、明治初期は政府自ら国庫金の出納・保管を行う「国有金庫制度」であったが、その後日本銀行に国庫金出納を委託する「委託金庫制度」を経て、現在の「預金制度」に至っている。「委託金庫制度」とは、国庫金の出納・保管を行う機関として日本銀行内に金庫が置かれ、日本銀行が國からの委託によりこの金庫の出納役として出納、計算整理事務を行ったものである。現在、日本銀行が国庫金について、これを政府預金として受入れるだけでなく、上記のような多岐にわたる事務を行っている背景には、過去のこうした金庫制度の影響があるものとみることができる。

2. 日本銀行の国庫金取扱組織—代理店制度

国庫金の収納、支払いのため日本銀行と取引を行っている官庁は全国各地に所在しており、その国庫金の受払いも、租税の収納、厚生・国民年金の支払い等にみられるよう、全国民を対象として極めて広範囲にわたっている。このため、日本銀行では、国民ならびに官庁の利便を図り、併せて国庫金出納事務の円滑な運営を期すべく、本支店（本店および33支店）での窓口業務のほか、大蔵大臣の認可を得て、日本銀行の取引先となっている民間金融機関の中から選定した店舗に一般代理店（都市銀行、地方銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫の店舗のうち588か店<1992年2月末>）および歳入代理店（都市銀行、長期信用銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行協会加盟行、外国銀行、信用金庫、農林中央金庫および商工組合中央金庫等の店舗のうち22,981か店<同>）を委嘱している。

このうち、一般代理店は、国庫金の納付者、受取人のほか、官庁の利便を図るため、官庁配置の実態に合わせて必要な地域に設けられるもので、国庫金の受入れ、政府小切手の支払い、国庫送金の取組み等日本銀行の窓口とほぼ同様の業務を行っている。一方、歳入代理店は、国庫金のうち歳入金等となる租税、保険料等を納付する人々の利便のために設けられるもので、支払事務は行わず、租税や各種歳入金の受入事務のみを取扱っている。これら一般代理店、歳入代理店における事務はともに日本銀行と委嘱先金融機関との間の契約に基づいて行われている。

このように、日本銀行は民間金融機関の協

力を得て、全国各地に第一線の窓口を多数設けることにより、各窓口で実際に行った個々の取引を円滑に政府預金に計上し、併せて効率的な計理を行い得るよう体系的な国庫金取扱組織を構築している。

3. 国庫金の受払方法

日本銀行は、歳入金、歳出金のみならず預託金、保管金その他各種の国庫金を取扱っているが、国民から国庫金を受入れたり国民に国庫金を支払ったりという実際の業務は、日本銀行本支店、一般代理店、歳入代理店の窓口において、以下のような手順で行われている。

（1）受入れ

国庫金受入れの基本的なパターンは、まず当該歳入金等の主管官庁が国庫へ納付義務のある人々に納入告知を行う段階と、これを受けた納入義務者（納付者）が日本銀行本支店、一般代理店、歳入代理店の窓口に払込みを行う段階の2段階に分かれている。すでに述べたとおり、前段階が「徴収事務」、後段階が「収納事務」であり、日本銀行の国庫事務はこの後者の収納事務を担当するものである。

官庁（歳入徴収官）が納入告知を行う場合の納入告知書は、払込みのための証票を兼ねており、納付者はこの証票を日本銀行本支店、一般代理店、歳入代理店に持込み、実際に納付を行う。納付のための証票は領収証書、領収控、領収済通知書からなり、窓口で受けられた後、領収証書は納付者に交付され、領収控、領収済通知書は計算整理等のため、適宜取りまとめられた後、それぞれ日本銀行本支店、

主管官庁へ回付される（図表4）。

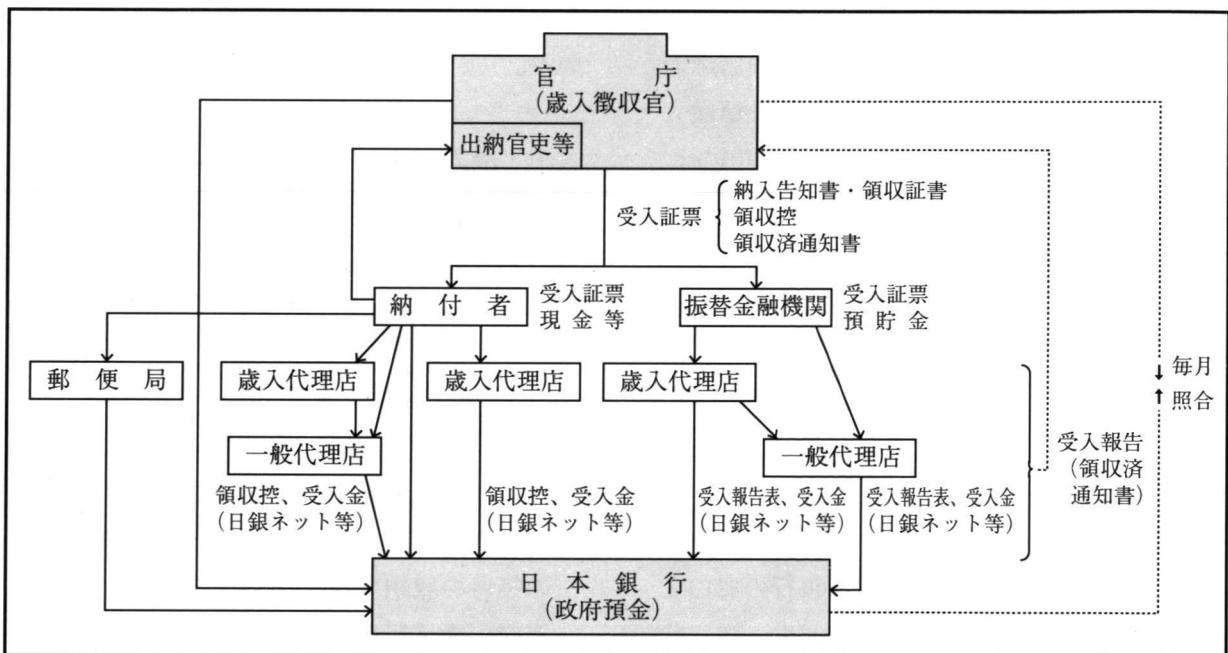
なお、納付が日本銀行本支店、一般代理店、歳入代理店ではなく、郵便局、出納官吏等において行われた場合は、受入資金は適宜取りまとめられたうえで、当該受入機関から日本銀行に払込まれる。

国の会計制度を定める会計法令では、歳入金等の収納は現金によることが原則とされているが、民間の一般商取引慣習との平仄や納

付者の利便等を考慮して、現金に代え、支払いが確実で取立てが容易な小切手等一定範囲の有価証券により収納することが認められており、この場合の小切手等を「代用納付証券」（注5）と呼んでいる。また、このほか預金口座振替（注6）による受入れも認められている。わが国の場合、現金、小切手による国庫金の納付件数が受入件数全体の71%（1990年度）と圧倒的に多く、預金口座振替による納付は

（図表4）

国 庫 金 の 受 入 れ



（注5）受入可能な代用納付証券は、持参人払式、記名式持参人払小切手、支払期日の到来している無記名式の国債証券利札など。ただし、小切手については、支払場所（手形交換所加盟金融機関）、納付金額（一通の金額または一口の納付に使用する小切手の合計額が300万円未満のもの、300万円以上の場合は支払金融機関の支払保証があるもの等）などについて制限が設けられている。なお、国が受入れた代用納付証券が不渡りとなった場合には、納付がなかったものとみなされる。

（注6）納付者は、法人税や厚生保険料等の歳入金等については、取引先金融機関にある自己の預金から口座振替により納付することができる。この場合、官庁からの納入告知書は、官庁、納付者、振替金融機関の三者間の契約により、振替金融機関に直接送付され、納付者の預金から所定額が期日に自動振替により納付される仕組みとなっている。

29%（同）に過ぎないが、10年前に比べると、預金口座振替の件数は1.9倍に増えており、現金、小切手（同22%増）に比べ高い伸びを示している（図表5）。

これに対し、米国の国庫金受入れシステムは、国土の広さや社会的慣行等もあって、わが国に比べバリエーションに富んだものとなっている。すなわち、米国においては、国税当局

である「IRS（Internal Revenue Service<内国歳入庁>）」への直接納付のほか、最大の租税収納システムである「FTDシステム（Federal Tax Deposit System）」をはじめ、各官庁が収納する各種国庫金を対象とする「TGA資金集中システム（Treasury General Account / Cash Concentration System）」^(注7)、郵便局の私書箱を利用する「Lockboxネット

（図表5）

国 庫 金 の 取 扱 件 数 等

取扱区分別

		取扱件数 (百万件)		構成比 (%)		10年間の 増減(△)率 (%)
		80年度	90年度	80年度	90年度	
受入	現金納付 口座振替納付	43.6 11.6	53.1 21.5	40.1 (79.0) 10.7 (21.0)	25.8 (71.2) 10.4 (28.8)	21.8 85.3
	計	55.2	74.6	50.8 (100.0)	36.2 (100.0)	35.1
支払	小切手払 国庫送金取組	4.4 49.1	3.4 127.9	4.0 (8.2) 45.2 (91.8)	1.7 (2.6) 62.1 (97.4)	△22.7 2.6倍
	うち当座振込	45.6	127.2	42.0 (85.2)	61.8 (96.9)	2.8倍
	計	53.5	131.3	49.2 (100.0)	63.8 (100.0)	2.5倍
合 計		108.7	205.9	100.0	100.0	89.4

取扱機関別

		取扱件数 (百万件)		構成比 (%)		10年間の 増減(△)率 (%)
		80年度	90年度	80年度	90年度	
受入	日本銀行本支店扱 一般代理店扱 歳入代理店扱	1.3 8.2 45.7	1.0 9.3 64.3	1.2 (2.4) 7.6 (14.8) 42.0 (82.8)	0.5 (1.3) 4.5 (12.5) 31.2 (86.2)	△23.1 13.4 40.7
	計	55.2	74.6	50.8 (100.0)	36.2 (100.0)	35.1
支払	日本銀行本支店扱 一般代理店扱	30.6 22.9	100.0 31.3	28.2 (57.2) 21.0 (42.8)	48.6 (76.2) 15.2 (23.8)	3.3倍 36.7
	計	53.5	131.3	49.2 (100.0)	63.8 (100.0)	2.5倍
合 計		108.7	205.9	100.0	100.0	89.4

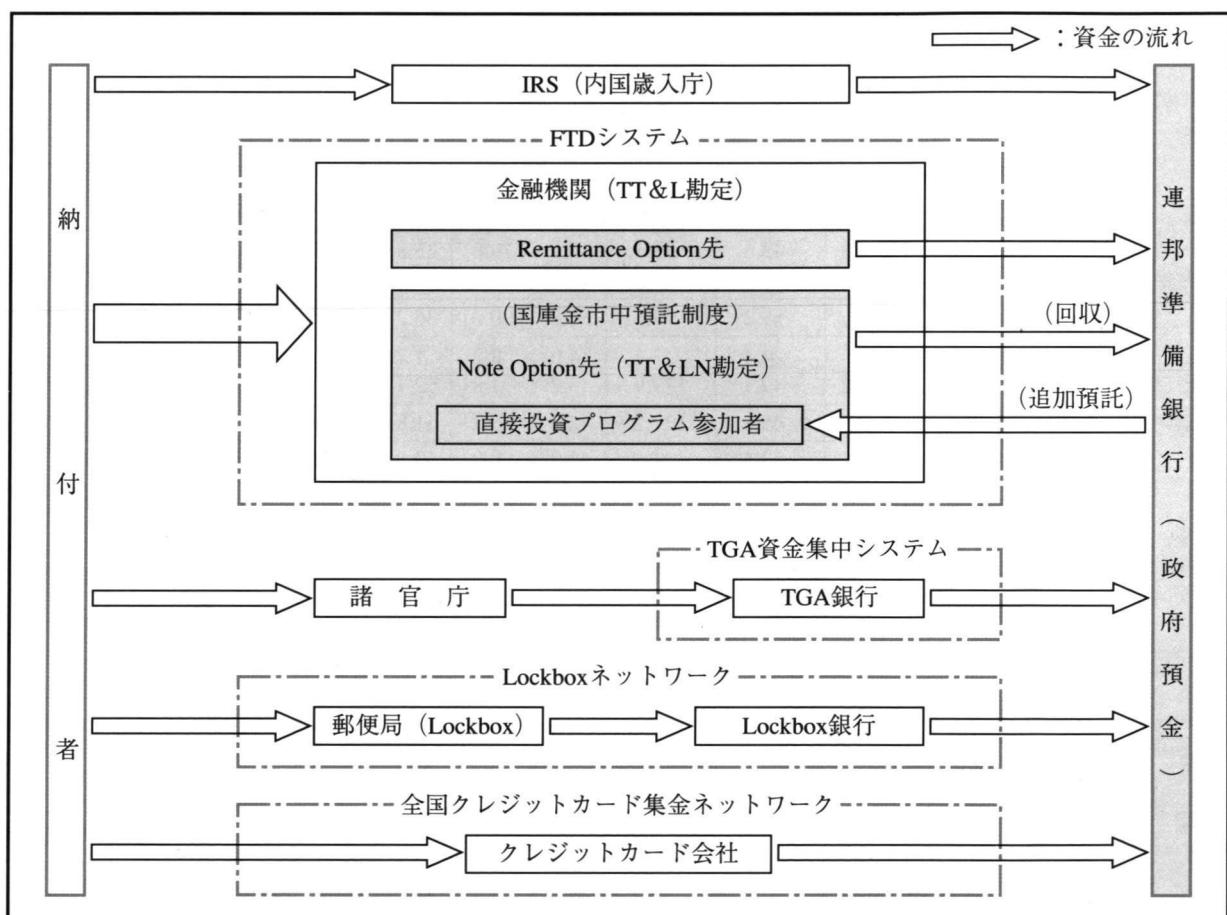
（注7）諸官庁が収納する各種国庫金を対象とする最も伝統的な国庫金受入システム。各官庁の窓口等において受入れが行われた後、資金が当該官庁により指定された金融機関（TGA銀行）に入金され、集中銀行（Concentrator Bank）の官庁口座を経てニューヨーク連銀の政府預金に送金される仕組み。

ワーク（Lockbox Network）」（注8）、クレジットカードを利用する「全国クレジットカード集金ネットワーク（Governmentwide Credit Card Collection Network）」（注9）など数多い納付手段が併存しており、全米各地の納付者はこれらの中から各自で最も便利な方法を選択することが可能となっている（図表6）。

ここで、「FTDシステム」について若干敷延すると、同システムは租税のうち、主として法人が納付者となる法人税、源泉所得税、消費税、社会保障税等の収納に関し、民間金融機関に取扱いを依頼するものであり、現在米国の租税の約85%（1991年）を取扱う国庫金受入れの主要なシステムである。同システ

（図表6）

米国における国庫金受入方法の概要



(注8) 各官庁が郵便局に開設したLockboxと呼ばれる鍵付きの私書箱を利用した国庫金収納システム。納付者が納付書と小切手をLockbox宛に郵送すると、受領権限を付与されたLockbox銀行がそれを受取って資金化し、ニューヨーク連銀の政府預金に送金する仕組み。

(注9) パスポート発給手数料、政府刊行物販売代金や罰金等を対象に受入れが行われている。現在VISAおよびマスターカードの利用が可能。

ムにおいて民間金融機関は連邦税預金受入勘定（Treasury Tax & Loan Account、以下TT&L勘定）を設置して、納付者から租税を受入れることとなっている（この場合、民間金融機関は財務省に対し事前に受入額を上回る担保を差入れておくことが必要）が、受入資金については、そのまま連邦準備銀行に設置されている政府預金に送金するか（remittance <送金> option）、これを同行で国からの預託金として受入れるか（note <証書>option）、いずれかの選択を行うことができる。このうち、後者が「国庫金市中預託制度」に相当するスキームである。この「国庫金市中預託制度」において、民間金融機関は預託を受けるために連邦税預金証書勘定（Treasury Tax & Loan Note Account、以下TT&L&N勘定）と呼ばれる口座を設置し、TT&L勘定に受入れた資金を翌日、TT&L&N勘定に移管することとなっている（この際、当該金融機関は財務省に対して債務証券として同額の証書<note>を発行）。TT&L&N勘定に移管された国庫金は、市中預託金^(注10)としてそのまま同勘定に滞留し、国の支払いがかさみ政府預金残高が一定の目途額を下回りそうなときに、財務省により回収される。この国庫金市中預託制度は、後述のように同国の政府資金繰りにおいても重要な役割を果たしている。

（2）支払い

一方、国庫金の支払いは、政府預金が日本

銀行に設けられているため、国が日本銀行を支払人とする政府小切手^(注11)を振出すことにより行われている。この支払いにかかる実務は、国（具体的には各官庁等）が債権者（国から支払いを受ける人々）に日本銀行本支店、一般代理店を支払人とする政府小切手を交付する「支出」の段階と、業者が同小切手を資金化する「支払」の段階の2段階に分かれるが、日本銀行が国庫事務として取扱うのは、このうち後者の部分である。これは具体的には政府預金を見合いに政府小切手を支払う事務であり、民間金融機関が支払委託を受けた小切手を支払う業務に対応するものである。なお、こうした支払事務は、前述のとおり、日本銀行本支店、一般代理店のみで取扱っており、歳入代理店では取扱われていない。

歳出金の支払いについて実際のフローをみると、上記のとおり、まず官庁（支出官）が債権者に政府小切手を振出して交付する「支出」行為が第1段階である。次に、振出された政府小切手は、受取人により、直接日本銀行本支店、一般代理店の窓口に呈示されるほか、最寄りの取引銀行に取立依頼のため持込まれた後、手形交換所等を経て日本銀行本支店、一般代理店に呈示されることとなる。これを受けた日本銀行本支店、一般代理店では、支払計画帳で小切手を振出した官庁（支出官）の当該口座の残高を確認したうえで「支払」を行い、国庫金当該勘定の払いとして計上するとともに政府預金を払出すのであり、これが第2段階である。

(注10) 市中預託金には、フェデラル・ファンド・レートより0.25%低い金利が付されることとなっている。

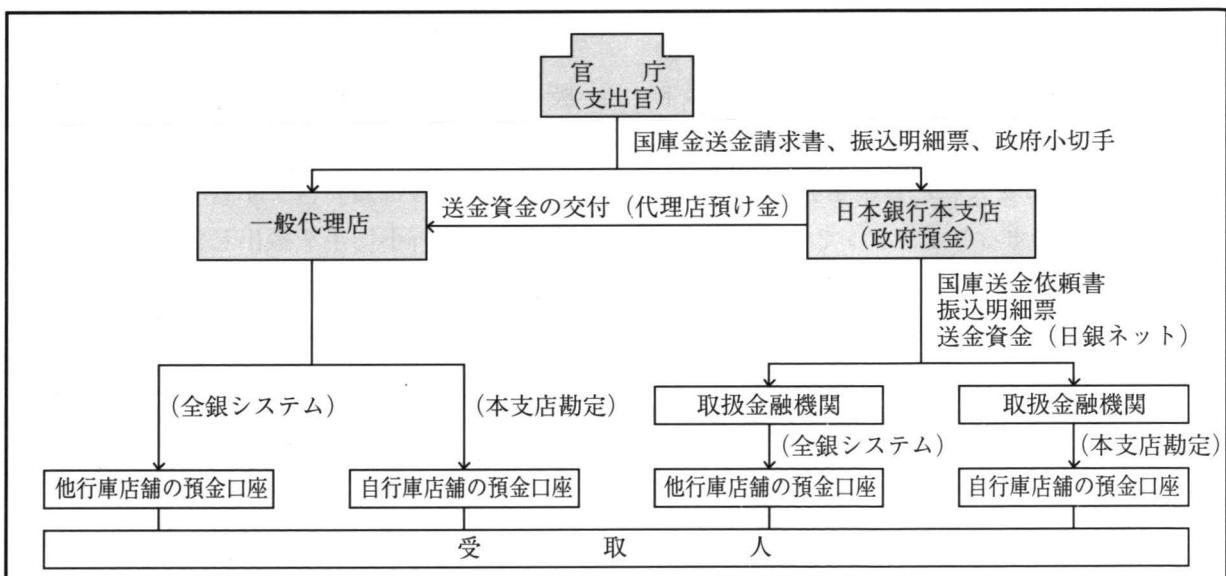
(注11) 政府小切手は、支払期間が1年間である点で一般の小切手と異なるが、他の点においては一般小切手と同様の流通性を有しており、小切手法の適用を受けることとなっている。

国庫金の支払いは、このように政府小切手を振出すことにより行われるのが原則であるが、実際に国が債権者に対して直接政府小切手を交付する「小切手払」の件数のウエイトは現在では支払件数全体のわずか3%弱（1990年度）に過ぎず（前掲図表5）、大半は日本銀行本支店、一般代理店が国から政府小切手により必要資金の一括交付を受け、取扱金融機関に口座振込みを依頼する「国庫送金（当座振込）」^(注12)と呼ばれる方法によっている^(注13)（図表7）。

一方、米国における国庫金支払いも、財務省が連邦準備銀行を支払人とする政府小切手を振出し、小切手受取人が同小切手を資金化のために最寄りの民間金融機関に持込むのが基本となっている。ただし、米国の場合には、民間金融機関は、わが国の一般代理店のように、小切手の支払人として残高確認のうえで支払いを実施したり、事前に支払資金の交付を受けるなど国庫制度上の支払事務を行うわけではなく、連邦準備銀行に取立依頼を行うのみである。この点、民間金融機関の政府

（図表7）

国庫金の支払い（国庫送金＜当座振込＞のケース）



(注12) この「当座振込」は、日本銀行の取引先金融機関のほか指定された農漁協や信用組合などの非取引先金融機関の店舗（合計約4万3千か店）に対し、当該店における受取人の預金口座への送金資金受入れを依頼するものである。

(注13) 「当座振込」のうち、取扱件数の大半を占める年金支払事務について、具体的な事務の流れをみると、
 ①社会保険庁の支出官が事前に振込明細データを記録したMT（磁気テープ）を日本銀行本店に持込む、
 ②日本銀行本店はこれを金融機関別に分割・編集し、振込依頼先各金融機関に引渡す、③支払当日、社会保険庁の支出官が日本銀行に政府小切手を持込み、支払いを依頼する、④日本銀行が支払資金を振込依頼先各金融機関の日本銀行当座預金口座に振込む、⑤依頼を受けた金融機関が自行庫のオンラインにのせて各受取人の口座に入金する、というかたちで行われている。

小切手に係る事務は他の一般小切手の取扱依頼を受けた場合と同様の取扱いにとどまっている。

なお、米国では、個人レベルにも小切手の利用が浸透していることもある、国庫金支払いにおける政府小切手の利用ウエイトが高く、口座振込のウエイトは日本に比べ低い。もっとも、財務省では、今後国庫事務におけるペーパー・クライシスの深刻化が避けられないことや、コスト負担、郵送中の紛失や盗難、偽造リスクも無視できないことなどから、近年口座振込の利用を高めることに積極的に取組んでいる。こうした中、最近では、Fedwireによる大口資金の預金口座振込のほか、MT（磁気テープ）やフロッピーディスク処理を前提とする「A C H（Automated Clearing House）」^(注14)を利用した社会保障費、連邦政府職員給与および一般業者向け預金口座振込が増加しつつあり、とりわけ、社会保障費の支払いについては、こうした口座振込の利用率がこれまでに5割程度まで達している。

（3）国庫事務機械化の現状

国庫金の取扱件数は、1990年度には206百万件（日本銀行本支店、一般代理店、歳入代理店の合計）と膨大な量に上っており、この水準は、年金受給者数の増大等を反映して、10年前と比較するとほぼ倍増、20年前との比較では約3.4倍にも達している。また、国庫金決済は、全国民を対象とする多量、小口の決済であり、しかも受払日が10日、15日、月末などの特定日に集中するといった特徴がある。

このため、官庁、日本銀行、民間金融機関では、機械化を柱とする国庫事務の合理化、効率化を三者一体となって推進している。具体的には受入面での「預金口座振替」および支払面での「国庫送金（当座振込）」等である。このような事務合理化が推進されてきたことにより、納付者や受取人は、一般代理店や歳入代理店等の窓口に直接出向いて現金の授受を行う手間が省けたことと、代理店を委嘱されている民間金融機関においても、事務増嵩につながる現金の取扱いから解放されることとなった。また、MTの活用により事務のペーパーレス化が可能となり、すでに口座振替の2割強、当座振込の6割強がMT処理されている。

また、日本銀行では、電算センターにおける計理事務の全国分一括電算処理や、OA機器による記帳・計理事務の機械化を行っているほか、今後の国庫事務量増大に対応するため、その迅速・正確な処理を図るべく目下歳入金の受入証票等を光学的に読み取り、官庁別・会計別計理を行うO C R（Optical Character Reader＜光学的文字読取装置＞）処理システムを開発しており、すでに部分的に稼働している。

一方、米国における国庫事務の機械化の状況をみると、米国では、小切手による決済が中心となっていることから、従来よりこれが事務機械化のネックとなっていたところであるが、最近では支払面における前述の口座振込の推進のほか、受入面でも財務省を中心にFedwireやA C Hによる口座振替の推進を図ったり、前述のようなクレジットカードによる

(注14) 主に消費者の小口でかつ継続的に行われる取引に係るペーパーレスの決済手段。

納付制度を導入するなど、民間金融機関の機械化に合わせ、これを利用するかたちで事務の合理化、多様化に努めている。

なお、米国では受入証票の読み取り、計理をOCRシステムにより行うOCR処理が既に前述の「FTDシステム」において導入されている。具体的には、納付者が小切手とともに民間金融機関に送付したFTDクーポン（納付者の氏名、住所、納税額、税目などが記載）が、IRSの地区センターに集中され、そこで、OCRにより読み取り、計理を行う仕組みとなっている。

4. 国庫金の計理

日本銀行では、受払いを行った国庫金について、その取引証票類を日本銀行本支店に集中させ、これを最終的に日本銀行本店にある政府預金の増減として統一的に計理するほか、官庁別、会計別の計理を行って、官庁が実施する経理との照合を行うとともに、これらの内容について大蔵大臣に報告している。

すなわち、日本銀行における国庫金の計理を大別すると、①日本銀行にある政府預金の受払い（増減）を計理する「資金計理」と、②日本銀行本支店、一般代理店、歳入代理店において受払いされた国庫金を官庁別、会計別等の区分に従い集計・整理する「国庫計理」

の2つがあり、一つの取引に関し双方の計理が同時並行的に行われている（注15）。この点、連邦準備銀行が主として資金計理に相当する計理を行い、官庁別、会計別等の総括的な計理を官庁が行うこととなっている米国の制度とは異なっている。

（1）資金計理

日本銀行の国庫金取扱組織において受払いされた国庫金が日本銀行本店にある政府預金の受払額として集中計理される過程を資金計理という。

政府預金は、日本銀行本店にのみ設置されているため、日本銀行支店および一般代理店、歳入代理店で受払いされた資金は、行内為替勘定や代理店引受金融機関の日本銀行当座預金勘定等を通じて、日本銀行本店に付替えられる扱いとなっている。具体的には、まず、①日本銀行本店で取扱われた国庫金は、直接政府預金に計上されることとなっているほか、②日本銀行支店取扱分も本支店為替勘定を通じて政府預金へ付替えられることとなっている。また、③一般代理店取扱分は当該代理店引受金融機関に日本銀行本支店が設置した「代理店預け金」（注16）との振替決済が行われることにより政府預金に計上される扱いとなっており、さらに、④歳入代理店取扱分

(注15) 資金計理では、政府預金の増減を伴う「国庫と民間部門」および「国庫と日本銀行」との取引のみが対象とされるが、国庫計理では、こうした政府預金の増減を伴わない国庫内部の国庫計算科目間の振替取引（国庫内振替）もその対象としている。

(注16) 「代理店預け金」とは、国庫金取扱いに係る日本銀行と一般代理店との間の資金決済を行うための一種の為替勘定である。

はこれを取りまとめる日本銀行本支店もしくは一般代理店を通じて、政府預金に計上されることとなっている。

なお、一般代理店や歳入代理店で受払いされた国庫金が政府預金へ計上されるのは、受払証票類の郵送日数および内容審査のための所定の日数を経た後となっている。このため、当該期間中、受入れの場合は、取扱金融機関に受入資金が滞留することとなる（この部分に対し、日本銀行は担保として代理店保証品を徴求している）一方、支払いの場合は、日本銀行が代理店引受金融機関に対し、「代理店預け金」のかたちで事前に資金を交付することとなっている。

（2）国庫計理

国庫計理とは、国庫金の受払額を前述の領取控、政府小切手、国庫金振替書（国庫内振替の場合）等の証票類をもとに官庁別、会計別等の分類に従って区分・整理し、国庫金貸借対照表等の決算および会計検査上必要とする書類を作成する一連の業務のことである。資金計理が国庫金全体の資金面の動き（すなわち、政府預金の増減）のみをとらえるものであるのに対し、国庫計理は国庫内振替を含めた個々の国庫金受払いのすべてを所定の区分に従って集計・整理するものである。前述のとおり、これが各官庁の経理と照合されることにより、国の会計の厳格性が保たれているのである。

具体的には、日本銀行では、一般代理店、歳入代理店を含めた各店舗において受払いされたすべての国庫金に関し、大蔵大臣の定め

る会計官吏（各々の歳入徴収官、支出官等）別および国庫計算科目別等の集計、計理を日々行なったうえで本店に備えられた国庫金総括帳をはじめとする各種帳簿への記帳を行い、本店では、毎日国庫金貸借対照表、国庫金受払報告表等の報告書を作成して、大蔵省へ提出している。また、会計官吏別の受払いについては、月計突合表を毎月作成して、各取扱官庁（歳入徴収官、支出官等）との間で照合を行っている。

5. 政府資金繰り

日本銀行がその国庫金取扱組織を通じて受払いした国庫金は、最終的に日本銀行本店に置かれている政府預金の増減として計上されるが、日々の国庫金の収支は、例えば、租税の引揚げ等で受超となる日もあれば、厚生年金の支払等により払超となる日もある。これを放置すれば、無利子の政府預金の残高が必要以上に積上加ることにより国にとって余分な資金調達コスト負担となったり、あるいは逆に残高が不足して国庫金の円滑な支払いが阻害されたりすることとなる。このため、政府預金の残高を不測の支払いにも支障を来さぬ必要最小限の水準に維持するための資金繰りが日々行われており、国庫制度ではこれを「政府資金繰り」と称している。政府資金繰りは、通常、政府預金に不足を来すと見込まれる時には政府短期証券（大蔵省証券）が発行され、余剰が見込まれる時には同証券が繰上償還されるというかたちで行われている。こうした政府資金繰りについては、日本銀行も政府預金を受入れ、資金計理を行う立場から、

主要官庁からのヒアリング、統計的分析手法による国庫収支予想等を通じて、深くかかわっている。

この間、政府短期証券についてやや詳しくみると、現在、大蔵省証券、食糧証券、外国為替資金証券の3種類が発行されている（図表8）。いずれも割引方式で発行され、償還までの期間は原則60日である。このうち、大蔵省証券は「財政法」第7条に基づいて発行されるもので、前述のとおり、政府資金繰りの手段として使われており、日々の資金繰りに合わせて頻繁に発行、繰上償還が行われている。一方、食糧証券および外国為替資金証券は、それぞれ食糧管理特別会計法、外国為替資金特別会計法に基づき、各々の会計内の資金が不足する時に発行されるものである。食糧管理特別会計、外国為替資金特別会計の

資金は、ともに政府預金に計上されているが、それぞれ別個の資金として各所管官庁において一般の国庫金とは独立に資金繰りが行われており、その結果として食糧証券、外国為替資金証券の発行・償還が行われている。

政府短期証券の発行は、原則として定率公募・残額日銀引受方式（一定の発行条件が提示された下で募集が行われ、募残が発生した場合に、その全額を日本銀行が引受ける方式）により行われており、発行日は、月、水、金曜日の週3日とされている。なお、その割引歩合は公定歩合よりやや低めの水準とされてきている（1992年2月現在、公定歩合4.5%、政府短期証券の割引歩合4.375%）ため、現実には応募者はほとんどなく、ほぼ全額を日本銀行が引受けるかたち（注17）となっている。

(図表8) 政府短期証券の発行根拠等

	大蔵省証券 (蔵券)	食糧証券 (糧券)	外国為替資金証券 (為券)
根拠法令	財政法	食糧管理特別会計法	外国為替資金特別会計法
主な発行目的	国庫金の出納上必要があるとき	買入代金の財源に充てるため、もしくは買入代金の支払上現金に不足があるとき	外国為替資金に不足があるとき
償還期限	当該年度の歳入をもって償還	年度内もしくは1年以内	当該年度の歳入をもって償還、もしくは1年以内
発行限度額 (91年度)	151,000億円	16,000億円	280,000億円
発行額 (91年12月末)	53,100 ヶ	3,880 ヶ	152,890 ヶ

(注17) 「財政法」第5条において、国債の日本銀行引受けおよび政府の日本銀行からの借り入れは原則として禁止されているが、政府短期証券については日本銀行による引受けが認められている。

これに対して米国の政府資金繰りは、連邦準備銀行の政府預金および前述の市中預託の両者を通じて行われている。すなわち、米国においては、国（財務省）は租税等受入資金を連邦準備銀行に設置した政府預金に吸い上げるほか、国庫金市中預託制度の下で、その一部を金融機関に設置した T T & L N 勘定に預託している。しかしながら、国の支払いは連邦準備銀行の政府預金を見合いに行われる事となっているため、政府預金の資金繰りは、市中預託の回収、追加実行を通じて日々のニューヨーク連銀^(注18)における政府預金の残高を一定の目途額に維持するかたちで行われている。具体的には、政府の支払いがかさみニューヨーク連銀における政府預金の残高が目途額を下回る見込みとなった場合には、市中預託を回収して資金を補充し、逆に、受入れがかさみ政府預金に目途額を上回る資金が流入する場合には、余剰資金を市中預託先金融機関のうち希望する先に対して、別途追加預託することとなっている。こうした追加預託は「直接投資プログラム（Direct Investment Program）」と呼ばれている。

なお、この間、支払いがかさみ一時的に多額の資金が必要となる場合には、Cash Management Billと呼ばれる T B (Treasury Bill) を発行して市場から資金を調達している。

6. 財政収支と金融市場

国の経済活動は、前述のとおり、具体的には一般会計、特別会計等による予算の執行や財政投融資計画の実行といったかたちで行われており、その資金収支は民間金融機関が日本銀行に保有する準備預金（日本銀行当座預金）残高の増減というかたちで金融市场にも影響を及ぼしている。

すなわち、国庫金の収支をその取引相手別にみると、①国庫と企業や家計など民間部門との取引の収支である「国庫対民間収支」、②国庫と日本銀行との取引の収支である「国庫対日本銀行収支」、③国庫内部の各会計間等の取引の収支である「国庫内振替収支」に分けられる。このうち、「国庫内振替収支」は単なる国庫内部の勘定間の資金の付替えで政府預金や民間金融機関の準備預金の受払いを伴わず、また、「国庫対日本銀行収支」は政府預金の増減は生じても民間金融機関の準備預金には影響しない性質のものである。これに対し、「国庫対民間収支」は、当該取引の決済が基本的に民間金融機関が日本銀行に保有している当座預金と政府預金との間の振替により行われるため、金融機関の準備預金の増減というかたちで金融市场における資金需給に影響を及ぼすものとなっている。このため、この「国庫対民間収支」は、「財政資金対民間収支（財政収支）」として金融市场において重視されている。

財政収支は、受超や払超を繰返しつつもほぼ一定の波動を描く傾向があるが、これは、

(注18) 政府預金は各地区連銀に置かれているが、日々の残高は最終的にニューヨーク連銀に集中されることとなっている。

①租税、保険料の納期や地方交付税交付金の支払時期が法令により定まっているといった制度的な要因、②国の受払いの相手である民間企業等法人の資金受渡しが^{ことうび}五・十日、月末に集中したり、3、9月決算の企業が多いといった社会的、経済的要因、③米の収穫期に政府米買入れのための財政支出が集中するといった季節的要因等があるためである。

こうした財政収支の変動は、銀行券の動向とともに金融市場全体の資金過不足に大きな影響を与える要因となっている。例えば、租税等の受入れにより財政収支が受超となった場合には、資金が日本銀行における民間金融機関の準備預金から政府預金に吸い上げられるため、金融市場にとっては資金不足=金融逼迫要因となり、逆に年金や公共事業費等の支払いによって財政収支が払超となった場合には、資金が政府預金から民間金融機関の準備預金に振替わることとなるため、金融市場に対して資金余剰=金融緩和要因として作用する。

このため、日本銀行では短期金融市場において、これらに伴う日々の資金過不足に対し、貸出、手形オペ等さまざまな調節手段を用い、その時々の情勢に応じて最も適切と考えられる信用供与、資金吸収を行うことにより金融調節を行っている。

こうした観点から財政収支に関する情報を事前に正確かつ迅速に把握することは、日本

銀行が円滑な金融調節を行っていくうえで不可欠なものとなっている。

このため、日本銀行では、こうした財政収支の先行きの見通しに関し、数か月のタームでの予想を実施し、これを隨時見直していくほか、当日、翌日といったショートタームでの予想をきめ細かく行い、金融調節を行ううえでの貴重な判断材料として活用している。

また、日本銀行では市場参加者の便宜を図るべく、こうした財政収支関連情報の一部を銀行券の動向と併せて「資金需給見込み」として、翌月分(主要項目の収支見込みを含む)のほか、翌日分および当日修正分(合計の収支のみ)につきそれぞれ公表しているほか、実績を「資金需給実績」として、日々(合計の収支のみ)および月次(主要項目別の実績を含む)で公表している。

終わりに

これまで述べてきたように、日本銀行はわが国の国庫制度において、「政府の銀行」として政府預金を受入れているほか、民間金融機関の協力を得て多くの国庫金受払窓口を提供することにより、実際の出納事務を行い、かつ国庫金の計理も行っている。とりわけ、日本銀行が国の会計制度の一画となり、国の会計の厳格性を確保すべく官庁が行う経理との照合を行っている点は、米国の制度と比較

した場合のわが国の国庫制度の大きな特徴である。

最近の金融環境を眺めると、金融の自由化、国際化あるいはエレクトロニクス化が急速に進展しており、こうした中で、わが国の金融・決済システムも大きく変貌しているが、この間、国庫金に関して日本銀行が提供している資金決済システムも、引き続き国民や官庁

の利便に資し、かつ効率的、安定的なものでなければならない。したがって、今後ますます予想される国庫事務量の増大の中においても、この点を絶えず追求し、官庁や民間金融機関と一体となって、迅速・確実な事務処理体制を確保していくことが重要であると思われる。

(業務局)